

『龍野公園動物園管理運営方針』について

令和4年11月

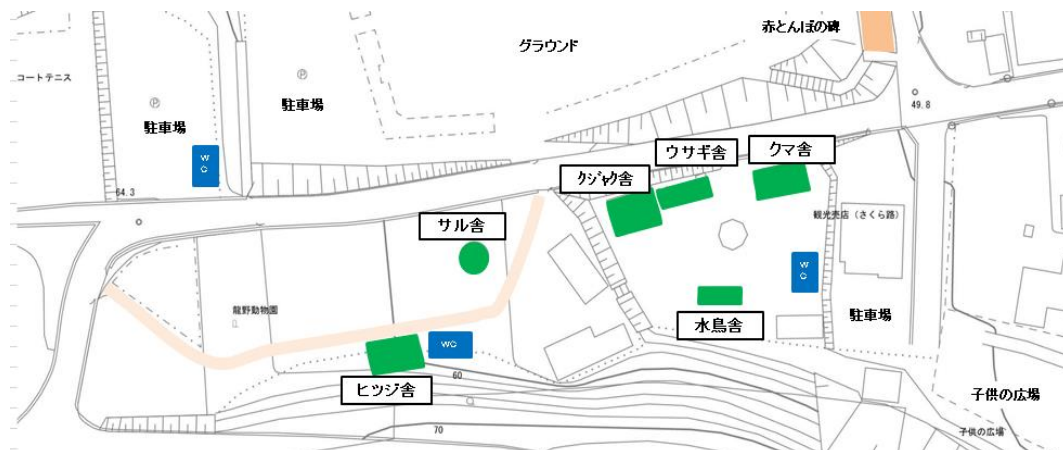
令和7年4月(一部改訂)

1 概要及び現況

<概要>

所在地 たつの市龍野町下霞城45
開園年月 昭和29年10月
動物数 8種36頭(令和7年4月現在)
敷地面積 7,500㎡
入園料 無料
開園時間 【4月～10月】 午前9時から午後5時まで
【11月～3月】 午前9時から午後4時30分まで
休園日 毎週月・水曜日(祝日の場合は翌平日)
年末年始(12月29日～1月3日)

<施設配置図>



<管理体制>

人員体制 正規職員(作業主任) 1名<週5日勤務>
会計年度任用職員 5名(うち飼育技師1名)<原則週4日勤務>
シルバー人材センター会員 2名<毎日1名従事>
※ローテーションにより従事
業務日 毎日業務実施(土日祝休日、休園日含む)
業務時間 8時30分～17時15分(7時間45分)
※動物の健康状態によって、捕獲・隔離・観察による状態確認、
獣医師への相談・通院治療などによる時間外勤務あり
業務内容 動物の給餌及び健康管理(獣医師への相談・通院治療等含む)、
獣舎の清掃・環境管理などの飼育業務
動物園全体の除草・剪定、獣舎の補修などの維持管理業務

<龍野公園動物園内施設一覧>

種類及び名称	構造	面積(m ²)
管理事務所棟	木造平屋建	75.12
調理室及び更衣室棟	木造平屋建	67.22
物置	鉄骨造平屋建	33.52
ヒツジ舎	コンクリートブロック造平屋建	19.39
サル舎	鉄骨・コンクリートブロック造平屋建	27.27
クジャク舎	鉄骨・コンクリートブロック造平屋建	36.15
ウサギ舎	鉄骨・コンクリートブロック造平屋建	26.21
クマ舎	鉄骨・コンクリートブロック造平屋建	75.48
水鳥舎	鉄骨造平屋建	34.88
便所(管理棟西)	コンクリートブロック造平屋建	24.16
便所(さくら路上)	木造平屋建	17.01
休憩所(東屋)	木造平屋建	8.18
パーゴラ	鉄骨造平屋建	24.80
ポンプ室	F R P 製タンク	4.18

<龍野公園動物園 頭数一覧>

(R7.4.20 現在)

No	動物名	計	オス	メス
1	ツキノワグマ	1	0	1
2	カニクイザル	22	11	11
3	ヒツジ	2	2	0
4	ウサギ	3	2	1
5	クジャク	2	0	2
6	ガチョウ	1	1	0
7	アイガモ	2	1	1
8	カルガモ	3	2	1
	計	36	19	17

2 基本方針

＜基本理念＞

龍野公園動物園は、動物が健康的に生活できる飼育環境を確保するため、動物福祉の向上に取り組み、また、訪れる人々の憩いの場として、子どもから大人まで身近で親しみを感じることのできる魅力ある動物園を目指します。

＜目標と方針＞

龍野公園動物園は、今後も子ども連れ家族向けの身近で親しみのある動物園として運営していくため、次の目標を掲げ、基本理念に沿った動物園づくりを進めていきます。

①動物が健康で快適に生活できる飼育環境づくり

- ・すべての動物を適切に飼育するための管理運営体制の構築
- ・飼育展示の規模と環境に適した動物の種類・頭数の設定
- ・動物福祉に配慮した飼育展示環境の整備

②誰もが楽しめる快適な園内環境づくり

- ・交流と憩いの場としての安全で快適な環境整備
- ・インクルーシブ機能を備えた公園の整備など、誰にもやさしい利用環境の確保

③子どもたちに学ぶ機会を与え、心を育てる教育環境づくり

- ・動物の生態・行動が楽しく観察できる動物展示の仕方の工夫
- ・動物についての理解を深めるための職員によるガイド説明や解説パネルの設置
- ・校外学習や職業体験などによる学校や幼稚園・こども園等との連携

3 管理・整備方針

<管理・整備方針>

(1) 管理体制

①人員

- ・新たな職員の雇用による増員と専門的知識や経験・資格を有する飼育員の雇用により、1日当たり4～5名の配置ができるよう人員を確保します。
- ・動物飼育に関する視察や研修を実施し、知識や技術の習得による職員の資質向上を図る一方、民間の専門事業者への管理委託について検討します。

②開園日時

- ・飼育環境や管理体制の改善に取り組む中で、動物園内の改修作業や整備工事、獣医師による健診や往診による治療を行う機会が増えたことから、来園者の安全面や動物園の健全な運営を考慮し、また動物のストレス軽減に配慮するために必要な休園日を設けるなど、適切な開園日時の設定を図ります。

③医療

- ・専属獣医委託契約により、健診の頻度を増し健康管理の徹底を図りつつ、異変を察知した際には速やかに獣医師に相談・助言を仰ぎ、迅速かつ効率的できめ細やかな医療体制を整備します。

(2) 飼養・展示動物

①種類・頭数

- ・管理体制や獣舎の広さに適した飼育管理ができるよう繁殖制限及び譲渡により種類・頭数を減らします。

②飼養・展示の期間

- ・繁殖制限を行いながら、原則として終生飼養とします。
- ・十分な健康状態を維持していくことが困難と判断される動物については、良好な飼育環境を提供できる他の施設へ譲渡を行います。

(3) 環境整備

①施設及び獣舎

- ・改修、改築による展示スペースの拡張、バックヤード及び隔離スペースの設置・拡大、又は飼養頭数減によって飼育密度を低くすることにより、寝床や休息、運動等適正な飼育が可能なスペースを確保します。
- ・各動物の習性や生態的特性に合わせて、健康で快適に過ごすための獣舎づくりや動物が持つ野生本来の行動を発現させるための工夫などに取り組みます。(環境エンリッチメント)
- ・譲渡等により空いた獣舎については、当面の間、隔離スペースとして活用します。

②園全体の整備

- ・夜間や閉園時の侵入防止対策として、動物園の外周にフェンスを設置します。
- ・来園者が利用する出入口を最小限にし、従来の出入口は職員の作業用の出入口とします。
- ・獣舎や園路、看板のデザインの工夫や花壇設置等による緑化を行い、遊び心のある明るく楽しい環境を創出します。
- ・動物園と周辺の遊び場を動物を飼養するエリアとインクルーシブ機能を備えた公園エリアに再整備し、誰もが安全で快適に楽しめる遊具の設置や園路の舗装、段差、勾配に配慮したユニバーサルデザインに取り組みます。

(4) 運営及び活動

①来園者数

- ・展示方法の工夫やガイド説明、わかりやすい動物説明看板により、来園者が動物たちのことを深く知り、興味や関心を高めることで、「また来たい」と思ってもらえる動物園にしていきます。
- ・周辺観光施設との連携やインクルーシブ遊具の整備により、多くの人が利用しやすい施設とし、来園者数の増加を図ります。

②イベント等の活動

- ・学校や幼稚園、こども園等と連携して、校外学習やえさやり体験を実施し、子どもたちの感性を育て学ぶ楽しさを知る機会を提供することで、教育の一助となる場にしていきます。
- ・園内ガイドやお食事タイム、お散歩タイムなど、来園者が動物を間近で見て楽しめるイベントを提案していきます。

<実施計画>

【管理体制】

内容	前期（R4～R8）	後期（R9～R13）	備考
人員確保			
職員の雇用による増員	実施		
職員の資質向上			
専門知識・経験・資格を有する職員の育成・補充	実施		
管理委託			
民間専門事業者への指定管理委託	検討	実施	
開園日時			
休園日の追加 開園時間の変更	実施		
専属獣医の確保			
専属獣医委託契約	実施		

【飼養・展示動物】

獣舎	動物	前期（R4～R8）	後期（R9～R13）	備考
管理体制・獣舎に適した飼育頭数管理				
クマ舎	ツキノワグマ	終生飼養		
サル舎	カニクイザル	終生飼養		
ウサギ舎	ウサギ	終生飼養		
ヒツジ舎	ヒツジ	終生飼養		譲渡も検討
クジャク舎	インドクジャク	終生飼養		譲渡も検討
	白クジャク	終生飼養		
水鳥舎	ガチョウ	終生飼養		譲渡も検討
	アイガモ	終生飼養		譲渡も検討
	カルガモ	終生飼養		譲渡も検討

※終生飼養の期間は、各動物の平均寿命を参考に算出した今後の飼養見込の期間。

※体調不良の個体のみを残しての譲渡は行わない。

【環境整備】

内容	前期（R4～R8）	後期（R9～R13）	備考
獣舎（展示スペース・バックヤード・隔離スペース）の改修・改築			
サル舎の新築	実施		
ウサギ舎の改修	実施		
水禽舎の改修	実施		
施設の改修・改築			
調理室棟の改修	実施		
園内整備			
立入防止柵の設置	実施		
園路・トイレの整備	実施		
園路・看板等デザインの工夫	実施		
花壇設置等による緑化	実施		
公園区域整備			
インクルーシブ遊具整備	検討	実施	
周辺樹木の剪定・伐採	実施	実施	実施

※後期実施計画は、管理体制・飼育頭数の状況に応じて検討のうえ実施していく。

【その他の活動】

内容	前期（R4～R8）	後期（R9～R13）	備考
学校、幼稚園・こども園等との教育連携			
校外学習	実施		
えさやり体験	実施		
来園者が楽しめるイベント			
園内ガイド	実施		
お食事タイム	実施		
お散歩タイム	実施		

4 方針スケジュール

<目標年次>

『2 基本方針』に基づき、令和13年（2031年）を目標年次とし、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<改定スケジュール>

当面は、『3 管理・整備方針』に基づき、優先して取り組むべき施策や早期に実施可能な改善を行いながら、さらなるステップアップを図るため、概ね5年毎に管理運営・施設整備方針について改定します。

ただし、諸情勢の変化を注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。